

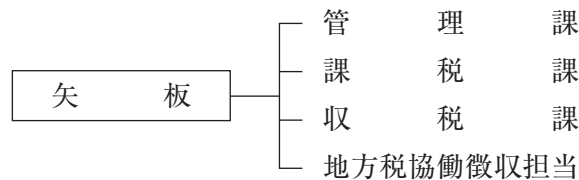
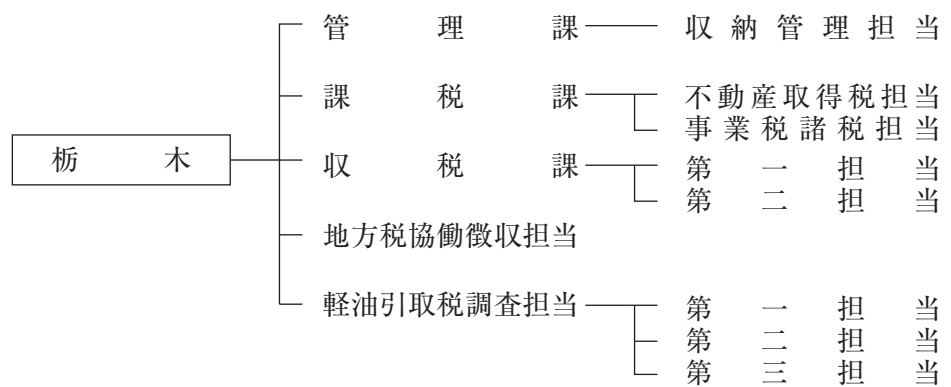
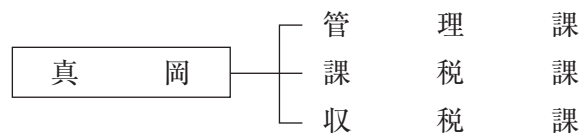
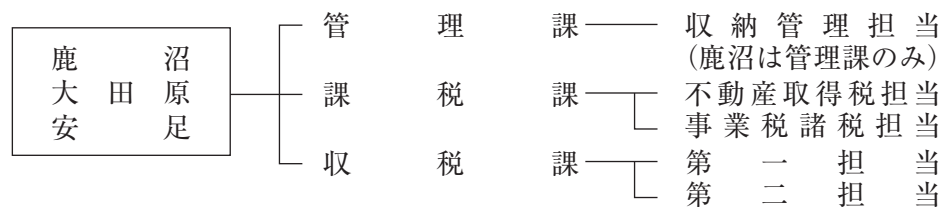
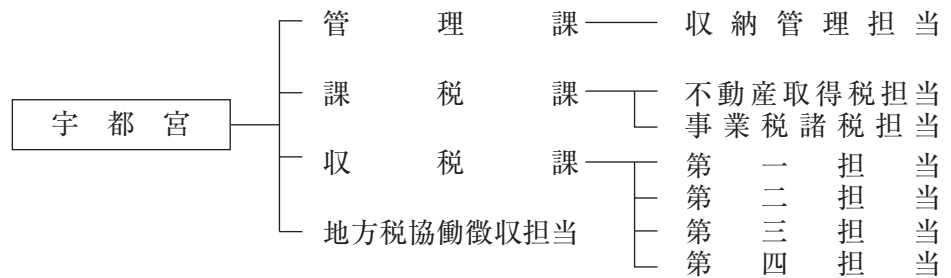
第 8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覽 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

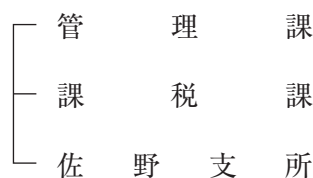
(1) 本 庁



(2) 県 税 事 務 所



(3) 自動車税事務所



2 分掌事務（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1) 本庁税務課

- 1 県税の賦課徴収に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 県税事務所及び自動車税事務所の統轄に関すること。
- 3 県税の調査及び検査に関すること。
- 4 県税の犯則取締りに関すること。
- 5 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- 6 その他税務に関すること。

(2) 県税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 県有財産の維持管理に関すること。
- 6 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 7 所内の取締りに関すること。
- 8 納税奨励に関すること。
- 9 収入報告に関すること。
- 10 県税に係る徴収金の収納管理に関すること。
- 11 県税に係る徴収金の所内収納に関すること。
- 12 県税に係る徴収金の督促状の発付に関すること。
- 13 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関すること。
- 14 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。）に関すること。
- 15 納税証明に関すること。
- 16 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関すること。
- 17 各課の連絡調整に関すること。
- 18 災害対策基本法施行令第 33 条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、他課担当の主管に属しない事務に関すること。

課 税 課

- 1 法人の県民税、利子等に係る県民税（宇都宮県税事務所に限る。）、特定配当等に係る県民税（宇都宮県税事務所に限る。）、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（宇都宮県税事務所に限る。）、事業税、不動産取得税、県たばこ税（宇都宮県税事務所に限る。）、ゴルフ場利用税、鉦区税（宇都宮県税事務所に限る。）、固定資産税及び狩猟税（以下「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 法人県民税等の課税標準の調査に関すること。
- 3 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 5 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること（栃木県税事務所を除く。）。
- 6 法人県民税等の犯則の取締りに関すること。
- 7 地方消費税に関すること（宇都宮県税事務所に限る。）。
- 8 税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。

収 税 課

- 1 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- 2 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 3 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 4 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに囑託及び受託に関すること。
- 5 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 6 延滞金の減免に関すること。
- 7 個人県民税に関すること（地方税協働徴収担当の所掌する事務を除く。）。

地方税協働徴収担当

- 1 個人住民税の徴収の促進に関すること。
- 2 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること。
- 3 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関すること。
- 4 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 5 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。

- 6 特別滞納事案に係る延滞金の免除に関する事。
- 7 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関する事。

軽油引取税調査担当

- 1 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関する事。
- 2 軽油引取税の課税標準の調査に関する事。
- 3 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 4 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関する事。
- 5 軽油引取税に係る製造等の承認に関する事。
- 6 軽油引取税の犯則の取締りに関する事。

(3) 自動車税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 職員の服務に関する事。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 4 予算、決算及び会計に関する事。
- 5 証券及び物品の出納及び保管並びに受託証券の再委託に関する事。
- 6 所内の取締りに関する事。
- 7 自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の賦課、徴収及び収納管理に関する事。
- 8 自動車税の納税管理人に関する事。
- 9 自動車取得税及び自動車税（以下「自動車税等」という。）に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 10 自動車税等に係る徴収金の還付及び充当に関する事。
- 11 自動車税に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関する事。
- 12 延滞金の減免に関する事。
- 13 自動車税等に係る徴収金の徴収猶予に関する事。
- 14 自動車取得税・自動車税納税証紙取扱費の交付に関する事。
- 15 自動車税等に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 16 納税証明に関する事。
- 17 前各号に掲げるもののほか、課税課の主管に属しない事務に関する事。

課 税 課

- 1 自動車取得税及び自動車税（証紙徴収に係るものに限る。）の賦課及び徴収に関する事。
- 2 自動車税等の課税標準の調査に関する事。
- 3 自動車税等の犯則の取締りに関する事。
- 4 自動車取得税・自動車税特別会計に関する事。
- 5 栃木県証紙代金収納計器に関する事。

佐 野 支 所

- 1 自動車税等の賦課及び徴収に関する事。
- 2 納税証明に関する事。

3 税務関係事務の委任（平成 29 年 4 月 1 日現在）

県税の賦課徴収に関する事務は、栃木県県税条例第 5 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務を除き、全て課税地を所管する県税事務所長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び鉾区税については宇都宮県税事務所長、軽油引取税（免税証の交付に関する事項を除く。）については栃木県税事務所長、自動車取得税及び自動車税については自動車税事務所長）に委任されている。

- 1 地方税法第 8 条第 1 項（課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）の規定による決定を求める旨の申出に関する事。
- 2 栃木県県税条例第 133 条第 1 項の規定による固定資産税の減免に関する事。
- 3 栃木県県税条例第 11 条第 2 項の規定による課税地の指定に関する事。
- 4 栃木県県税条例第 13 条第 1 項の規定による広範囲にわたる災害等による期限の延長に関する事。
- 5 地方税法第 742 条（大規模の償却資産の指定等）の規定による大規模の償却資産の指定等及び地方税法第 743 条（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定による大規模の償却資産の価格等の決定等に関する事。

4 知事部局の職員の定員中に占める税務関係職員の定員の割合

単位：人、%

区分	知事部局職員	税務関係職員							合計	知事部局職員数に占める税務職員数の割合
		税務課			県税（自動車税）事務所					
		徴税吏員	備人	計	徴税吏員	嘱託	備人	計		
昭和										
61.3.31	5,661	24	—	24	314	—	12	326	350	6.2
62.3.31	5,718	24	—	24	314	—	11	325	349	6.1
63.3.31	5,757	25	—	25	314	—	9	323	348	6.0
平成										
元 3.31	5,780	26	—	26	313	—	9	322	348	6.0
2.3.31	5,780	27	—	27	311	—	9	320	347	6.0
3.3.31	5,780	28	—	28	299	—	9	308	336	5.8
4.3.31	5,780	28	—	28	299	—	8	307	335	5.8
5.3.31	5,780	28	—	28	297	—	8	305	333	5.8
6.3.31	5,780	28	—	28	297	—	8	305	333	5.8
7.3.31	5,780	31	—	31	293	—	5	298	329	5.7
8.3.31	5,780	31	—	31	293	—	5	298	329	5.7
9.3.31	5,780	31	—	31	293	—	5	298	329	5.7
10.3.31	5,780	31	—	31	290	—	5	295	326	5.6
11.3.31	5,780	31	—	31	290	—	3	293	324	5.6
12.3.31	6,051	31	—	31	287	—	3	290	321	5.3
13.3.31	6,051	30	—	30	275	—	3	278	308	5.1
14.3.31	6,051	30	—	30	276	—	3	279	309	5.1
15.3.31	6,051	30	—	30	276	—	3	279	309	5.1
16.3.31	6,051	30	—	30	276	—	3	279	309	5.1
17.3.31	6,049	30	—	30	276	—	3	279	309	5.1
18.3.31	6,049	30	—	30	280	—	3	282	312	5.2
19.3.31	6,049	30	—	30	280	—	2	282	312	5.2
20.3.31	6,049	30	—	30	280	—	2	282	312	5.2
21.3.31	6,049	29	—	29	280	—	2	282	311	5.1
22.3.31	6,049	29	—	29	274	—	2	276	305	5.0
23.3.31	6,049	28	—	28	274	—	2	276	304	5.0
24.3.31	6,079	28	—	28	266	—	2	268	296	4.9
25.3.31	6,079	28	—	28	277	—	2	279	307	5.1
26.3.31	6,079	28	—	28	275	—	2	277	305	5.0
27.3.31	6,079	29	—	29	276	—	2	278	307	5.1
28.3.31	6,079	30	—	30	273	—	2	275	305	5.0
29.3.31	6,079	31	—	31	271	—	2	273	304	5.0

5 税務関係職員の配置状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在) 単位：人

事務所名	税務職員		公 仕		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総 数	261	302	2	2	263	304
県 税 事 務 所	211	247	2	2	213	249
宇 都 宮	50	57	—	—	50	57
鹿 沼	22	25	—	—	22	25
真 岡	18	21	1	1	19	22
栃 木	48	56	—	—	48	56
矢 板	21	28	—	—	21	28
大 田 原	26	29	1	1	27	30
安 足	26	31	—	—	26	31
自動車税事務所	23	24	—	—	23	24
税 務 課	27	31	—	—	27	31

6 税務職員課別配置状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在) 単位：人

事務所名	所長	総括 所長補佐	管理課	課税課	収税課	地方税協働 徴収担当	軽油引取税 調査担当	計
県 税 事 務 所	〈1〉 7	[4] 7	(3) 40	(6) 83	(7) 85	(3) 13	[1](3) 14	〈1〉[5](22) 249
宇 都 宮	〈1〉 1	[1] 1	(1) 8	(1) 22	(1) 20	(1) 5		〈1〉 [1] (4) 57
鹿 沼	1	1	4	(1) 8	(1) 11			(2) 25
真 岡	1	1	5	(1) 7	(1) 8			(2) 22
栃 木	[1] 1	(1) 1	(1) 7	(1) 15	(1) 14	(1) 4	[1](3) 14	[2] (7) 56
矢 板	1	(1) 1	(1) 5	(1) 9	(1) 8	(1) 4		(4) 28
大 田 原	[1] 1	(1) 1	6	(1) 10	(1) 12			[1] (2) 30
安 足	[1] 1	(1) 1	5	12	(1) 12			[1] (1) 31
自動車税事務所	所長 1	総括所長 補佐 1	管理課 9	課税課 (1) 7	佐野支所 6			(1) 24
税 務 課	課長 〈1〉 1	総括課長 補佐 2	企画担当 (1) 5	課税・収税担当 (2) 9		税務電算担当 14		〈1〉 (3) 31
計	〈2〉 9	[4] 10				[1] (26) 285		〈2〉 [5] (26) 304

(注) 1 〈 〉 内の数値は、参事を兼務している者の人数である。

2 [] 内の数値は、主幹または主幹を兼務している者の人数である。

3 () 内の数値は、スタッフ補佐である者又はスタッフ補佐を兼任している者の人員である。

4 税務課課税・収税担当のスタッフ補佐には、総括課長補佐と兼務するグループリーダー 1 名を除く。

5 鹿沼・真岡・大田原・安足県税事務所管理課及び自動車税事務所管理課のスタッフ補佐には総括所長補佐と兼務する課長 1 名を除く。

7 税務職員年齢別調

(平成 29 年 4 月 1 日現在) 単位：人、%

年齢	宇都宮	鹿沼	真岡	栃木	矢板	大田原	安足	自動車	税務課	合計	構成比
18										—	—
19										—	—
20										—	—
21										—	—
22	(1) 3	(1) 2		(2) 4	(1) 2	(1) 1			3	(6) 15	
23	1	2		(1) 3		(1) 3	(1) 2	2		(3) 13	
24	(1) 4	1	2	(1) 2	2	1	(1) 2			(3) 14	
25	(1) 1		(1) 2	1		1	1		(1) 2	(3) 8	
26	1	(1) 1		(1) 1					(1) 4	(3) 7	
27				1	(1) 2	3		1	2	(1) 9	
28	(3) 5								2	(3) 7	
29	(2) 2				1		(1) 1		(1) 5	(4) 9	27.2
30	2			1				(1) 1		(1) 4	
31	(1) 1	(1) 1						(1) 1	1	(3) 4	
32	1	1	(1) 1		(1) 2	(1) 1		1	2	(3) 9	
33	1			(3) 3						(3) 4	
34	(2) 2			1			(1) 1			(3) 4	
35	(2) 2			(1) 1						(3) 3	
36						1	(1) 1			(1) 2	
37	(1) 1			(1) 2				1		(2) 4	
38	1								1	—	2
39	(1) 2	(1) 1	1		(1) 1			1		(3) 6	13.9
40			1	2						—	3
41	1	2	1	3		(1) 1	2			(1) 10	
42	(2) 3		(1) 3	(1) 1		(1) 2			(1) 2	(6) 11	
43	(2) 2	(1) 2	(1) 1		(1) 2		2			(5) 9	
44	1	1		(1) 2	(2) 2	(1) 1	1		(1) 1	(5) 9	
45		(1) 1	(2) 2	4		(3) 4		2	(1) 1	(7) 14	
46	1	1		(1) 2	1		1			(1) 6	
47	1		1	1	(2) 2	(1) 2	(1) 2		1	(4) 10	
48	1						1	(1) 1		(1) 3	
49	3	1		2	(1) 1	1	3		(1) 1	(2) 12	28.8
50	1	(1) 2		(1) 5		1	(1) 2			(3) 11	
51	2	1	1	2	3	(1) 1	(1) 1	2	3	(2) 16	
52	4	(1) 1	1	(1) 2	2	2	1	(1) 1	1	(3) 15	
53	1			3	2	1	1	3	1	—	12
54	2		1	2	(1) 2	1	1	(1) 1		(2) 10	
55		1			1		1			—	3
56	(1) 2		1	2		1	1			(1) 7	
57		1		2				1		—	4
58									1	—	1
59	1	1	1							—	3
60		1					1	1		—	3
61			1	1			1			—	3
62							1			—	1
63	1							1		—	2
64										—	—
計	(20) 57	(8) 25	(6) 21	(15) 56	(11) 28	(11) 29	(8) 31	(5) 24	(7) 31	(91) 302	100.0
平均年齢	39.0	41.1	42.3	41.3	41.7	39.6	44.2	41.4	36.4	40.6	

(注) () 書きは女性数 (内書き)